

別紙 7. その他処理施設の維持管理

に関する事項

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 共同命令の維持管理基準への対応等一覧 | 7-1 |
| (2) 維持管理に関する点検表 | 7-4 |

(1) 共同命令の維持管理基準への対応一覧

共同命令の維持管理基準への対応等を表7-1に整理する。

表7-1 共同命令の廃棄物最終処分場の維持管理基準への対応

条項	内 容	対応の概要
1条 2項	1号. 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。 【覆土、転圧締固め等のほか、飛散防止ネット等の措置】	①覆土と散水の励行 ②落下防止シートの展張と必要に応じて海面清掃の励行
	2号. 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 【覆土、消臭剤の散布等の措置】	①有機性廃棄物は、受け入れない ②覆土により防止する
	3号. 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えておくこと。 【覆土、可燃性発生ガスの排除、火災発生時の対処法等】	①覆土により防止する ②消火器の備え付け
	4号. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。 【覆土、薬剤散布等の措置】	①覆土により防止する ②必要に応じて、薬剤散布を励行
	5号. 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	海面埋立のため、通常人が立ち入ることは、できない。
	6号. 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	廃棄物処理法に規定された事項を記載し変更時は速やかに書き換える
	7号. 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 【視認、沈下等の有無の確認、頻度は適宜設定、臨時点検】	点検表を作成し、定期的に確認するとともに、異常時は臨時点検のうえ必要な措置を行う

注) 表の内容覧の【 】書きは、共同命令の運用に伴う留意事項(平成10年7月16日付け厚生省環境整備課長通知)における内容を示す。

条項	内 容	対応の概要
1条 2項	8号. 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。【厚さ50cm以上を目安とする】	該当しない
	9号. 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。 【定期点検の頻度は適宜設定、臨時点検の実施】	点検表を作成し、定期的に確認するとともに、異常時は臨時点検のうえ必要な措置を行う
	10号. 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水または地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 イ. 埋立開始前に地下水等検査項目、 <u>電気伝導率及び塩化物イオン濃度</u> を測定・記録すること。 ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 ハ. 埋立開始後、 <u>電気伝導率又は塩化物イオン濃度</u> を1月に1回以上測定・記録すること。 ニ. <u>電気伝導率又は塩化物イオン濃度</u> に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。 ただし、 <u>測定が適当でない場合は不要</u> 【水面埋立の場合、排水設備の周辺等を含む水域の二箇所以上を採取場所とすること。】	水面埋立のため、周辺海域における監視計画を立て実施する
	11号. 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかである場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	環境監視の結果、放流水の水質検査の結果において、悪化が認められた場合は、原因を調査し、必要な措置を講ずる
	12号. 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	該当しない

注) 表の内容覧の【 】書きは、共同命令の運用に伴う留意事項（平成10年7月16日付け厚生省環境整備課長通知）における内容を示す。

条項	内 容	対応の概要
1条 2項	13号. 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	該当しない
	14号. 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。 ・排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 ・水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	日常管理並びに定期点検を実施し、異常があれば速やかに対応する 監視計画を立て実施する 監視計画を立て実施する
	15号. 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること	水面埋立のため、開渠は不要
	16号. 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。(ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。)	ガスの発生のおそれのない廃棄物のみ埋立
	17号. 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立終了後、1m以上の土砂で覆土する
	18号. 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	覆土は転圧し、均一に十分締め固める
	19号. 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	管理事務所で維持管理の記録を行い、廃止までの間保存する

注) 表の内容覧の【 】書きは、共同命令の運用に伴う留意事項(平成10年7月16日付け厚生省環境整備課長通知)における内容を示す。

(2) 維持管理に関する点検表

・排水処理施設管理項目

・擁壁・しゃ水工施設管理項目

大阪湾広域臨海環境整備センター

大阪沖最終処分場 擁壁・しゃ水工施設管理項目

平成 年 月 日
 前回 (平成 年 月 日)

通常点検

	施設管理項目 (目視)	異常の有無	備考 (異常時に講じた措置等)
護岸	異常なふくらみの有無	有 無	
	管理道路、止水矢板間の陥落等の有無	有 無	
	異常なずれの有無	有 無	
	異常なクラック、剥離の有無	有 無	
	異常な目地びらきの有無	有 無	
しゃ水工	異常なたわみの有無	有 無	
	異常な腐食の有無	有 無	